令和８年 11 月 10 日
総　　務　　部

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正について

１　改正趣旨

生理休暇を必要とする職員が利用しやすい制度とするため、休暇名称を変更するとともに、学校教育法（以下「法」という。）等の改正に伴い、特別区における主任教諭の法的位置づけを変更するため、職員に関する条例を一部改正する。

２　改正内容

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>生理休暇の名称変更

【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第 15 条】
【幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「幼教勤務時間条例」という。）第 17 条】</td><td>生理休暇の名称を「健康管理休暇」に変更する。

〈参考〉取得単位の見直しについて（規則改正事項）
制度の利便性向上を図る観点から、１日単位の取得に加え、時間単位の取得も承認可能とする。</td></tr>
<tr><td>主任教諭の法的位置づけの変更

【勤務時間条例第１条】
【幼教勤務時間条例第２条】
【幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第２条、第３条】
【公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第５条】</td><td>これまで学校教育法上の位置づけが「教諭」であった主任教諭を、法改正で新たに設けられた「主務教諭」に位置付けることに伴い、関係規程上の幼稚園教育職員の定義に「主務教諭」を追加する。

〈参考：幼稚園教育職員の職層〉
<table>
<tr><th rowspan="2">区における
職層</th><th rowspan="2">区における
職務の級</th><th colspan="2">法における職の位置づけ</th></tr>
<tr><th>変更後</th><th>変更前</th></tr>
<tr><td>園長</td><td>４級</td><td>園長</td><td>園長</td></tr>
<tr><td>副園長</td><td>３級</td><td>副園長</td><td>副園長</td></tr>
<tr><td>主任教諭</td><td>２級</td><td><u>主務教諭</u></td><td rowspan="2"><u>教諭</u></td></tr>
<tr><td>教諭</td><td>１級</td><td>教諭</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>その他所要の規定整備

【幼教勤務時間条例第 19 条の２】</td><td>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に合わせた見出しの変更。</td></tr>
</table>

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行予定日

令和９年４月１日

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年３月12日条例第14号	○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年３月12日条例第14号
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。
２　教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第２条第１項に規定する教育公務員（世田谷区立幼稚園の園長、副園長、主務教諭、教諭及び養護教諭に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。	２　教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第２条第１項に規定する教育公務員（世田谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。
（特別休暇） 第15条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。	（特別休暇） 第15条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。
（１）　地方公務員法第22条の３第１項の規定により臨時的に任用された職員及び育児休業法第６条第１項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。）　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇	（１）　地方公務員法第22条の３第１項の規定により臨時的に任用された職員及び育児休業法第６条第１項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要する者に限る。）　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇
（２）　前号に掲げる職員以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休	（２）　前号に掲げる職員以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の

改正後	改正前
暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 附　則（令和　年　月　日条例第　号） この条例は、令和９年４月１日から施行する。	看護等休暇及び短期の介護休暇

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年３月13日条例第21号	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年３月13日条例第21号
（職員の定義） 第２条　この条例において「幼稚園教育職員」（以下「職員」という。）とは、世田谷区立幼稚園の園長、副園長、主務教諭、教諭及び養護教諭をいう。	（職員の定義） 第２条　この条例において「幼稚園教育職員」（以下「職員」という。）とは、世田谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。
（特別休暇） 第17条　教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 （１）　臨時的に任用された職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 （２）　前号に掲げる職員以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 ２　特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。	（特別休暇） 第17条　教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 （１）　臨時的に任用された職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 （２）　前号に掲げる職員以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 ２　特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
（業務量管理・健康確保措置） 第19条の２　職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以	（業務量の適切な管理等） 第19条の２　職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以

改正後	改正前
外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第７条第１項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。 附　則（令和　年　月　日条例第　号） この条例は、令和９年４月１日から施行する。	外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第７条第１項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。

幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 平成12年３月13日条例第23号 （定義） 第２条　この条例において「幼稚園教育職員」（以下「職員」という。）とは、世田谷区立幼稚園の園長、副園長、主務教諭、教諭及び養護教諭をいう。 （教職調整額の支給等） 第３条　職員のうち主務教諭、教諭又は養護教諭である者には、その者の給料月額の100分の４に相当する額の教職調整額を支給する。 ２・３　略 附　則（令和　年　月　日条例第　号） この条例は、令和９年４月１日から施行する。	○幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 平成12年３月13日条例第23号 （定義） 第２条　この条例において「幼稚園教育職員」（以下「職員」という。）とは、世田谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。 （教職調整額の支給等） 第３条　職員のうちその属する職務の級が１級又は２級である者には、その者の給料月額の100分の４に相当する額の教職調整額を支給する。 ２・３　略

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成13年12月10日条例第62号 （派遣職員の復帰時における処遇） 第５条　派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）（幼稚園教育職員（世田谷区立幼稚園の園長、副園長、主務教諭、教諭及び養護教諭をいう。）にあっては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める世田谷区教育委員会規則を含む。第14条において同じ。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 附　則（令和　年　月　日条例第　号） この条例は、令和９年４月１日から施行する。	○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成13年12月10日条例第62号 （派遣職員の復帰時における処遇） 第５条　派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）（幼稚園教育職員（世田谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。）にあっては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める世田谷区教育委員会規則を含む。第14条において同じ。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。